

タイトル	辺境の位置づけについて：北海道と沖縄(<特集>共同研究報告：近代日本における文化・文明のイメージ)
著者	永井，秀夫
引用	北海学園大学人文論集，6：101-126
発行日	1996-03-31

辺境の位置づけについて

— 北海道と沖縄 —

永井秀夫

はじめに

近代北海道の発展を総括的にとらえるために、辺境という概念が導入されてからすでに久しい。それは北海道の経済的発展や日本資本主義の中での位置づけを解明するための作業だったが、もちろん辺境という概念はもっと多様な内容を包みこむことが可能であり、北海道の政治的・文化的な位置を測定するためにも活用できる。また、のちには辺境に代って内国植民地という概念が多く用いられるようになった。辺境論が主として資本主義の外延的発展のメカニズムを追求する理論だったのに対して、内国植民地論では地域支配や民族支配をふくむ従属と差別の問題や日本の植民地拡大との関連がとり上げられ、これらの問題もまた近代北海道を捕捉する場合に見落すことのできない側面である。

辺境や内国植民地としての特質を考えるにあたって、北海道と沖縄を対比しようとする発想が提出されてからかなりの年月を経ている。しかし、この論点を深めようという作業はあまり進んでいるとは言えない。沖縄は、近代日本の中で北海道よりも一層広範囲な問題を投げかけてきた。辺境としての共通点もあるだろうが、異質な、むしろ対照的な部分もあるにちがいない。沖縄とちがって、北海道は一つの固有の文化を持っているわけではない。北海道論、ないし北海道文化論がなかなか組み立てられないのも、その複雑性に一部の原因がある。沖縄を視野に入れることによって、北海道の辺境としての、また辺境の中での特質を捉えることが可能になるかも知れない。

辺境の社会や文化を考えるのは、日本の社会と文化の特質を知りたいからである。日本社会をはじめから均質な単一の社会と考えることはできない。地域の視点や辺境の視点から眺めてみることで、日本の社会や文化の一つの側面を見ることができよう。日本の文化や文明について多角的に検討しようというこの共同研究の一環として、辺境や内国植民地の問題を取り上げるのはこのためである。共同作業の一部として、私たちは1995年2月に沖縄調査を行った。私たちは各地の研究機関、史料保有機関を訪れ、史料の収集や沖縄在住の研究者との意見交換を行うことができ、また各地の有形文化財や史跡を見学することで、沖縄人の自己認識や沖縄のイメージにいくらか接近することができたと思う。以下のノートは、今回の調査成果を十分に反映しているとは言えないまでも、その恩恵を受けていることは明らかであり、お世話になった各機関の方々や研究者にこの場をかりて御礼申し上げたいと思う。

1. 問題点

(1) 辺境論

北海道に辺境論を自覚的に適用しようとする動きは1955年前後にはじまり、『北海道農業発達史』（北海道立総合経済研究所，1963）の刊行で一定の総括に達した。この間の斎藤仁，湯沢誠，保志恂ら諸氏の成果⁽¹⁾は、北海道の発展と日本資本主義との関連についての包括的・論理的な整序の試みとして高く評価されるべきものだったと思う。研究史のある時期を特徴づけるものと言ってよいかも知れない。単なる歴史研究者で北海道への認識も浅かった私があえて未熟な所見を提出したり⁽²⁾、日本経済史の一環としての北海道研究をめざしておられた田中修氏が、かなり力をこめてこの議論を整理批判され⁽³⁾、のちにその著書の巻頭に置かれたのも⁽⁴⁾、この論争の重要性を示すものである。

戦後の北海道で提起された辺境論は、資本主義の発展の中での、まだ占拠されない自由な土地と世界市場の存在によって成立可能となる農耕植民

地の役割、資本主義の外延的発展がその内包的な深化との間にとり結ぶ関係などを照らし出そうとする経済学的な論議であった。当然なことながら、そこには産業資本成立段階の一般経済史的な法則性の問題と、それを個別資本主義、個別植民地の分析に生かすための適用の問題とがあった。湯沢氏が、アメリカやヨーロッパ・ロシアの南部・東部のような古典的辺境にたいして、北海道のような特殊な偏りをもつ辺境をカッコつきの「辺境」と名づけてその特殊性を論じたように、保志氏が「後進国的辺境」という類型を定立したように、一般的傾向と個別適用の二面性の問題は避けられないものであった。湯沢氏が述べるように「辺境」概念は、古典的辺境にたいする日本の特殊性と、日本本土にたいする辺境的特殊性の双方を意識したものであった⁽⁵⁾。私が興味を惹かれたのもそのような比較史的な観点であった。前記のノートは、『ロシアにおける資本主義の発達』が何を論証し、何を論証しなかったか、これを北海道に適用する場合には何に留意しなければならないかを考えようとして、未完成な所見に終わったものである。

「辺境」をめぐる論議はその後大きな発展を見せなかった。かなり広範な比較史的考察を展開するには多少の蛮勇を必要としたからだとも言えるし、すでに一定水準の成果を、つまり北海道社会を特徴づけるために有効な程度の成果を得たからだとも言えるし、基本的には、1970年代以降の関心が、産業資本成立期の経済構造からより現代的な経済課題へ、産業・経済の分野から政治・社会・文化の各方面に拡がっていったからだということもできる。内国植民地論の登場はそのような文脈の中にある⁽⁶⁾。

(2) 内国植民地論

近代北海道を植民地的な地域としてとらえ、経済構造の後進性だけでなく、文化や道民意識の中に植民地性を見ることが広く行われている。それだけでなく、いくつかの北海道史の概説を検討した結果では、「植民地としての北海道」を強く意識することが北海道史の特徴だという。またそれは単なる後進性でない北海道の内地からの異質性を強調する立場であり、北海道史と日本史の構造的連関を追求する立場であるとされる⁽⁷⁾。

新しい成果としては、岩波講座『近代日本と植民地』I（1992）の中に

「内国植民地としての北海道」という項がある。かなり誤りの多い記述であるが、その内容としてはアイヌ民族の支配と同化の過程が内国植民地化の過程とほとんど等置されている。これは極端な事例だが、民族問題を視野に入れたことは、内国植民地論の一つの特徴であると言っていい。

内国植民地論で強調されるもう一つの側面は、政治的差別構造である。この問題を強調し、かつそれが北海道と沖縄に共通する問題であることを指摘したのは田中彰氏であった。ただし、北海道にたいしては莫大な国費の投入、沖縄からは租税収奪という逆の方向性を持ったという⁽⁸⁾。田中氏は最近の『高倉新一郎著作集』第1巻(北海道出版企画センター, 1995)の月報の中でもこの問題を指摘している。この問題はまだ十分応えられていないのである。ただ田中氏の指摘を拡大して本格的な北海道＝内国植民地論を展開したものとして桑原真人『近代北海道史研究序説』の序章がある。内国植民地的性格は、政治的差別構造や少数民族支配に止まらず、強制労働や内地からの「棄民」的移住者に示されるという。政治的差別構造の問題としては参政権や地方自治の欠如状態と、簡易教育の問題が挙げられている⁽⁹⁾。これらは北海道と沖縄に共通する問題である。このような問題関心は、北海道で「内地」、沖縄で「ヤマト」「本土」という言葉が生きているように、それぞれの地域がもつ一定の異質感、隔離感に注目するものでもあって、これは日本の単一文化、均質国家志向の対極にある関心である。また、先住民族支配といい、強制労働といい、近代北海道のドンケルな側面が着目されていることも一つの傾向と言っていい。1970年代は、日本近代化の明るい評価にたいする反省として、より民衆的な観点から近代をとらえ直そうとした時期に当たっており、それは明治百年批判や自由民権百年記念行事などにあらわれていたが、北海道では開道百年批判となって示された。辺境論から内国植民地論への展開も、そのような転換が背景にあったと考えられる。しかし、考えて見れば、辺境をめぐる議論の中で、カッコ付き「辺境」や「後進国的辺境」という概念が提唱されたのも、古典的辺境にたいする特質を構造的に位置づけようとするためだったのであり、日本資本主義の中での特質を論理的に明らかにしようとするものであつ

た。その遺産が内国植民地論の中に継承されていないとすれば、それは残念なことである。

(3) 北海道と沖縄

内国植民地として北海道と沖縄を対比しようという観点は、沖縄の側で考えられる度合いよりも、北海道の側に強かったのではないかと思う。私自身も参加していた自由民権運動研究の流れの中では、松永昌三氏の「民権思想とナショナリズム」（1973）があつて、沖縄観と北海道開拓観を民権思想検証のバロメーターとし、いずれにおいても文明優位の大国志向型ナショナリズムの色が濃いことを指摘されていた⁽¹⁰⁾。その背景には、比屋根照夫氏の民権家の沖縄観にたいする一連の綿密な研究があつたが、それは何よりも国家統合にたいする沖縄の複合的な立場の検証と民権思想への問いかけが中心であつて、北海道との比較は念頭になかつた⁽¹¹⁾。松永氏の小論は、両者の比較論というよりも、周辺地域の問題を視野に入れることによって、明治国家や民権思想の本質を照明するという方法を提示したものであつた。

沖縄と北海道の間で重なり合う幅の広い問題点と、とくに沖縄の研究者たちからの北海道への関心とを知り得る最近の成果は、宮良高弘編『日本文化を考える—北と南からの視点』（1993）であつた⁽¹²⁾。これは1991・2年に『琉球新報』に連載されたシリーズで、北海道と沖縄の研究者20名あまりが考古学・人類学・歴史学・民俗学などさまざまな視点から標題に関する意見を述べたものである。この本の内容を検討すると、やはり北海道・沖縄の比較論や連携論を提出しているのは主として北海道側の研究者である。沖縄の研究者はもっぱら沖縄について語っている場合が多い。沖縄から北海道を見た場合、先史文化の問題とアイヌ民族の問題とが注目される傾向がある。「中の文化」（中央文化）にたいする「北の文化」と「南の文化」の独自性、生態気候上の特質と大陸交流の独自性をふくむ独自の地位とその復権を説いた藤本強氏の文章は、主として考古学的知見にもとづくものである。南北の両地域で小さな「クニ」の統合過程が進行していた。グスクとチャシを対比することができる。一方、もっとも現代的な問題と

しては、北と南の独自の歴史と文化の復権を求めることが現代国家を越え、国家を相対化するという文脈でとらえられるが、そこで沖縄と対比されるのはアイヌ民族である。移住植民地あるいは経済的植民地＝辺境としての北海道に関心が寄せられているわけでない。「辺境」論は沖縄の研究者にはなじみがうすい⁽¹³⁾。むしろ北海道は、先住民支配の先駆として、その後の植民地支配のモデルとなった面が注目されている。北海道から沖縄・台湾・朝鮮へという流れである。満州までを視野に入れば、植民地経営と開発の経験が移植される面も指摘される。このように、沖縄と北海道で研究者に発想の差があるのは、沖縄の歴史と文化の独自性と苦難が明確であるのにたいして、北海道では自己の特殊性を模索中であるからかも知れない。しかし、両地域に共通する問題点のいくつかは読みとることができる。

一つは両地域の位置にかかわる問題である。南北の辺境という対照的な位置にあって、両地域ともそれぞれの自然と深くかかわっている点は同じである。また両地域の周辺にある国際環境はそれぞれ日本の総体的な国際環境の中で異質な要素を含んでいる。歴史的に経験してきた独自の国際交流・国際関係が、どれほど現代的な意味をもつかは問題であるとしても。第二は、近代日本の中で両地域が受けた差別的な取扱い、ないし差別観の問題である。差別の問題を同化と切り離して論ずることはできない。この場合の差別は隔離ではなく、同化のプロセスの中の差別だからである。同化と差別の問題は、北海道ではアイヌ民族の問題と二重うつしになっている。これらが、日本の外地植民地支配とつながるのではないかという予想があることは上に述べた。そして第三の問題は、これら辺境の存在から、日本の政治的・経済的・文化的な全体構造を見直すことができるかどうかという点である。さしあたり、以上のような問題点を意識しながら、そのいくつかについてスケッチしてみたい。

2. 制度的格差について

もっともわかり易い例として、北海道・沖縄に共通した制度格差の問題

をとり上げよう。この点は田中・桑原両氏の指摘しているところであり、共通の内国植民地的性格を示す指標として取り上げられたものである。行政格差の大要を表示すれば別表のとおりである。明治憲法とともに整備された明治 22～24 年の、衆議院議員選挙法、府県制、市制、町村制などの施行除外が中心であり、参政権や地方自治の欠如状態がしばらく続く。このような状態にたいして、北海道では明治 24 年から 26 年にかけて参政権獲得をふくむ北海道議会設置運動がおこり、沖縄では明治 30 年代に入って県政批判、参政権獲得の運動がおこった。北海道でも、沖縄でも、これらの運動を自由民権運動の一部として理解している。参政権がなければ地域の事情を国政に反映することができず、地方議会がなければ知事・長官の専横にまかせねばならないのだから、こうした運動が起ったのは自然である。衆議院議員選挙の実施は北海道では明治 35・37 年、沖縄では明治 45・大正 9 年である。北海道会の設置は明治 34 年、沖縄県会は明治 42 年であるが、いずれも権限の狭いもので、内地府県議会なみになるのは両地域とも大正 10 年前後のことであった。市制に代る区制の施行はいずれも明治 30 年前後のことであり、北海道の一・二級町村制は明治 33・35 年、沖縄の特別町村制は明治 41 年の施行である。いずれも権限が狭いか、首長の官選か、自治性の乏しい地方制度であった。この間、沖縄区制が北海道区制の原型となり、北海道二級町村制が沖縄特別町村制の原型となるというように、統治対象としての両地域はほぼ同じランクに位置づけられていた。一方、徴兵制の中心的な施行は両地域とも明治 31 年と比較的早い。地方自治を権力が許容する要件の一つは、地方費の負担能力、とりわけ地稅負担層の如何に置かれる。沖縄の町村制や衆議院選挙実施のおくれは、土地整理の進行とも関連するのにたいして、「血稅」の適用に制約は少かったからである。アイヌ民族も適用を除外されてはいない。

以上のように北海道も沖縄も、明治憲法体制を構成する立憲的部分の適用を除外されていた。北海道二級町村制などを除いて、その大部分は大正 10 年前後までに回復される。約 30 年間の格差期間といえる。これをどう評価したらよいか。これを「異なった法域」＝植民地であることの論拠とす

沖縄・北海道の制度的格差

	本 州	沖 縄	北 海 道
廃藩置県	明治4年	明治12年 沖縄置県	明治2年 開拓使設置 明治4年 開拓使全道を直轄 (5年9月まで道南4郡を除く) 明治15年 札幌県・函館県・根室県設置 明治19年 北海道庁設置
府県制施行	明治24年	明治42年 特別制 大正9年 一般制	明治34年 北海道会設立 大正11年 北海道会に参事会設置
市町村制施行	明治22年	明治29年 区制 明治41年 特別町村制 大正9年 一般町村制 大正10年 市制	明治32年 区制 明治33年 1級町村制 明治35年 2級町村制 大正11年 市制 昭和18年 1・2級町村制廃止 (指定町村制)
衆議院議員 選挙法施行	明治23年	明治45年 沖縄本島 大正9年 宮古・八重山	明治35年 函館・札幌・小樽 明治37年 全道
貴族院多額納 税者議員選出	明治23年	大正7年	大正7年
徴兵制施行	明治6年	明治31年 沖縄本島 明治35年 宮古・八重山	明治22年 函館・江差・福山 明治29年 渡島・胆振・後志・石狩4国 明治31年 全道
地租改正施行	明治6年	明治32~36年 土地整理 明治36・37年 地租条例	明治10年 北海道地券発行条例

るのは適当でない⁽¹⁴⁾。それは同一法域内で一定期間差別的統治をうけたことを物語るだけであって、台湾や朝鮮のような植民地法の支配する本来の異法域＝植民地と同視するわけにはいかない。憲法体制内にあったからこそ、北海道議会設置運動も宮古島民の島政改革運動も、国会の請願受理権

を活用して運動を展開することができたのである。また、差別的位置が同じであるからといって、両地域の状態や性格が同じであるわけでもない。その意味で、桑原氏が、両地域が同一の差別を受けながら極めて対照的であったことを強調された点には賛成である⁽¹⁵⁾。

制度格差の背景に差別観がある。というより、制度格差が解消しても消えることのない差別観があった。田中氏の引用するところだが、琉球処分官松田道之は県下士族にたいする告諭の中で、沖縄士族が県政への協力を拒むなら、「自ら社会の侮慢を受け、殆んど一般と区別されること、恰も亜米利加の土人、北海道のアイノ等の如きの態を為すに至るべし」と述べた⁽¹⁶⁾。沖縄士族をアメリカ・インディアンやアイヌと同一視しているとは言えないが、政府官僚のもつ差別意識の構図を知ることができる。同じ差別的統治を受けていた北海道の民権運動家に、やはり沖縄差別の言辞が見られたことは、『北海道民権史料集』を編んでいた私たちを失望させたものである。一つは本多新らの「本道より国会議員撰出するの義建言」（明治22年3月）にある「噫我が北海道をして、彼の柳枝にして義務乏しく、且つ異域に等しき沖縄及び彼の誠に一小島なる小笠原島と同一視するときは……直ちに不当の甚しきと断言すべきのみ⁽¹⁷⁾」という表現、一つは函館の雑誌『北海之自由』の「待ちに待たる代議制、既に開けた甲斐もなく、現時の雲気を見渡せば、蛮族琉球と肩を伍し、参政権利は兎も角も、自治の制度も施き兼ねる、昔しに均しき奴隷界⁽¹⁸⁾」といった表現、つまり沖縄を異域・蛮族と見ていたのである。一方、沖縄からは北海道をどう見ていたのだろうか。この点に関する知識を私は持たないが、10代沖縄県知事高橋琢也には次のような言葉がある。「沖縄を誤解するは独り民間者に限らず政府の当局者にも亦之あり。其一例を挙げれば沖縄県を以て殖民地と看做し、特に之を新開の北海道と同視し、其地方に対する施政の方針制度の特例等皆常に之れと同一に処理せんとし、若し一制を改め一令を更へんとすれば、必ず毎に北海道を例に引いて之を拒否するの状あり⁽¹⁹⁾。」沖縄を植民地と見ること、とくに新開の北海道と同一視することは迷惑至極だという論旨である。画一的な制度格差にたいする批判であり、沖縄を植民地視するこ

とへの反論であるが、北海道を沖縄とは異質の新開地、植民地と見ていたことも理解できる。おそらく未開地という印象が含まれているであろう。このように差別意識は中央と辺境の間にあるだけでなく、辺境相互の間にも、辺境の内部にも存在した。北海道でのアイヌ差別は顕著な事実であるが、沖縄の内部にも、例えば本島と先島との間にも広く見られる意識であることを、柳田国男は指摘していた。そして、こうした差別の根源を明らかにすることで日本と人類への光が得られるだろうということを強調している。大田昌秀氏は1990年の琉球大学最終講義を、この指摘を引用することで結んでいる⁽²⁰⁾。

3. 辺境の統合

格差や差別が発生した背景には両地域の統合と同化の問題がある。北海道の統合は蝦夷地を北海道と改称し、多分に名目的であるにせよ国郡を制定し、開拓使を設置し、やがてそれが全道を統括するというプロセスをとる。サハリンの領有に失敗し、代って北千島を領有することになる。その経過は急速であり、先住民族のアイヌを平民籍に編入し、姓名を名乗らせ、風俗に干渉した。北海道に近代技術や文明を積極的に導入し、アイヌ民族の開化まで考えた。こうした統合や開化の進行は、日本全体がそうなのだけれども、北海道ではとくに鮮明だった。

これにたいして沖縄では、置県以降の20年近くは「旧慣温存」の時期とされる。教育制度を除いて変革らしい変革が始ったのは、とくに土地整理に着手されたのは明治30年代に入ってからであった。恐らく国家統合の要請や開化の理念は共通していたと思われるのに、この相違が生じたのは、沖縄の伝統社会の抵抗と特有の国際環境によるものだろうと私は述べたことがある⁽²¹⁾。この点は沖縄の研究者の間でも論争点となっていた。「旧慣温存」を余儀なくさせた理由として、清国との緊張、それと関連するが旧支配層の動向、とくに親清派の動向への配慮など対外的・政治的理由を重視する立場と、日本資本主義の原始的蓄積のための経済的収奪の必要を強調

する立場とがあつたが、この段階で経済的収奪を云々することには無理があつたようである⁽²²⁾。そして、対外的な緊張が北海道のように近代化を促進するケースもあるわけだから、沖縄の特殊性はまず旧支配層の親清傾向や民情の不安定に代表されるような統合に関する不安要素に求められる。遠隔地ゆえの強制力の弱さも働いたかも知れない。親清—脱清というような側面への評価はさまざまであり得るが、統合への抵抗は近代日本に稀なケースであり、脱清派の行動と心情の中に単なる事大主義以上のものを認めることも可能である⁽²³⁾。清国にあって自決した林世功もまた志士であつて、その辞世の詩には現代に訴える力があるのである⁽²⁴⁾。

一つだけ史料を引きたい。明治19年5月の「山県内務大臣沖縄諸島及五島対馬等巡回復命書⁽²⁵⁾」である。この年2月から3月にかけて山県有朋は南島を巡視した。夏には外務大臣井上馨とともに北海道を巡視する。沖縄諸島に関する山県の意見は次の通りである。「沖縄は我南門対馬は我西門にして最要衝の地なれば、此の諸島要港の保護警備豈抛棄して之を不問に付すべけんや」、「彼の対馬先島の如き、台湾、朝鮮を距る僅に数十里に過ぎず……西南門の鎖鑰を厳にせざる可からず、是れ尤も今日の急務なり」。これが大前提であり、国防的観点が優勢である。「凡其本土を守るに土人を以てするは兵の原則なりと雖も……其土人の心術情状を察するに維新の恩典を顧みず両属の念頑然猶絶えず」、漸次徴兵を施行し、各鎮台に送つて愛国心を涵養することは有効であり、「沖縄人の愛国心と相伴ふものは教育の一事とす」、教育の重要性は明らかである。そして行政や租税のことはなるべく「旧慣故俗を存し民情を慰撫するを務め」るべきだといふのである。一方、沖縄の砂糖・牛馬・石炭の殖産につとめるべきで、石垣・西表はとくに有望だが人口稀少であり、「故に此地に於て新たに一の集治監を設け、囚徒をして蔗園開墾、炭坑採掘の両事業に従事せしめば其効を収むるや明かなり」といふ。厳寒氷雪の北海道に比すれば、運営・経費ともに有利だろうという判断である。実現こそしなかつたが、流刑適地、囚人労働への期待という点では南北の辺境は同列と見られていた。対馬・沖縄が西門・南門の鎖鑰と見られたのにたいして、北海道が北門の鎖鑰と見られた点も同

列である。

このように近代国家統合の時期に両地域は同じような位置づけを与えられていた。制度格差の面でも平行していた。しかし、現実の統合のプロセスにはかなりの差があった。北で大胆であり、南では慎重だった。それはやはり地域の事情の差と見るほかはない。ただ、明らかなことはいずれも同じ統合の過程だったということである。沖縄に関していえば、日清戦争とその勝利が不安要因の相当な部分を解消した。私は日清戦争とその勝利が近代国家であり大陸国家である日本の確立に大きな意味をもったと考えているが、沖縄統合の前進はその一つの大事な側面である。

制度格差にたいする両地域の異議申立ては、いずれも自由民権運動の一部として理解される。政治参加や自治の要求と、官僚支配への批判から構成されているからである。しかし、その方向は基本的には「本土なみ」の要求であった。統合を否定する方向ではなかった。辺境としての特殊性から、府県と異った自立的組織を求める可能性は無かったのか、ということも私たちの関心事であった。北海道議会設置運動の中で、函館人民の主張はやや特異である。明治24年2月の函館有志の請願書は「帝国議会と地方議会の間中に位せる北海道議会を設置し⁽²⁶⁾」という要求である。「本土なみ」を越えた要求であった。札幌や小樽有志の要求にはそれは見られない。幕末以降函館は開港場であり、北海道の先進地であった。こうした積極的な要求を持ったことは偶然ではないが、やはり全体の方向は差別からの回復である。

官僚の側にも、北海道を特殊な統治地域として扱いたいという動きが無かったわけではない。知られているとおり、開拓使は太政官の中で諸省と並ぶ位置にあった。北海道庁成立以後の短い期間、道庁長官は内閣総理大臣に直属していた。その後は一貫して内務大臣に属する地方官であるが、議論としては総督府設置論、皇族推戴論、長官＝国务大臣論などが、拓殖推進論とともに唱えられた時期がある⁽²⁷⁾。明治20年代半ばのことである。官僚の間でもこの種のことが検討された形跡はあるが、政府の主流的な見解は、北海道は海外植民地と異なり、漸次内地と同一の制度に帰すべきも

のだというにあったと思われる。明治29年3月に拓殖務省を設置して新植民地台湾の行政と北海道行政を一省にまとめた理由はよく判らない。これは台湾に武官総督制を布き、総督に法律の効力を有する命令（律令）の発布権を与えたのと同様である。新設の拓殖務省は一年半しか継続せず、再び内務省が北海道行政を管轄した。

明治41年に、沖縄を台湾に合併して南洋道を設置しようとする議論があったことには驚かされた。この事件は大田昌秀『沖縄の民衆意識』などに紹介されているが⁽²⁸⁾、それは沖縄にたいする差別観の問題、つまり沖縄を日本国の完全な一部とは見ないで、どうなってもよいようなものと考えていたことの例証として、また南方進出拠点確立の問題として述べられている。しかし、この事件はやや広い問題を含んでいる。秋山勝氏がいうように、これがもし沖縄の台湾総督府編入論であるならば沖縄の純然たる外地化であり、逆に南洋道が北海道と並ぶようなものであれば台湾の内地化を意味するからである⁽²⁹⁾。秋山氏の研究は詳細であるが、氏の紹介によると、この議論の火つけ役は前沖縄県知事奈良原繁と二・三の台湾族国会議員であり、到底実現可能性のあるものではなかった。同氏の引く内務次官一木喜徳郎の談話、つまり沖縄の風俗人情はほとんど内地に近く、まして近く府県制を施行しようとする段階で今更台湾と合併など不可能という意見は、政府の最終的な見解であろう。つまり南洋道がどんなものかも不鮮明で、その設置論はかなり突飛な意見であるが、このような意見が現れるだけ沖縄は軽視されていたのであろう。大阪朝日の記者鳥居素川も、この一島（沖縄）に独立の県を置くのはどうか、台湾への飛び石としては大切だが……などと述べていたという。これまで日本の一部と化し、祖国とともに歩もうとする忠誠心の養成につとめてきたのに……という『琉球新報』の反発の仕方も理解できるような気がする。『琉球新報』は日本への同化志向の先頭に立ってきた新聞である。

4. 同化をめぐる問題

このように南北の両地域には違いがあり、またそれぞれが一直線ではなかったものの、統合と内地化の進行は全体の傾向であった。政治的・制度的な統合と並んで、文化的・社会的な同化が進められた。同治と同化は併行して進められることが多いが、それぞれ異った概念である。矢内原忠雄によれば「併乍ら同治と同化とは区別するを得、又区別せざるべからず。同治政策は可なり、同化政策は必ずしも可ならず⁽³⁰⁾」ということになる。同化主義は植民地社会に対して「その道徳よりネクタイの色に至るまで⁽³¹⁾」本国と同一にしようという主義である。植民政策において、急速で積極的な同化政策は原住民の社会的生活の基礎を破壊し、その生活力を枯渇させる。同化の強制は集団的人格の侵害であるために原住民の反抗をよびおこす。これが矢内原の見解である。氏は世界および日本の外地植民地について述べているのであるが、同化の問題は北海道ではアイヌ政策について考えるべき問題であり、沖縄の近代においても、同化の問題はかなり大きな比重をもつ。同化は植民地政策一般の問題でもあり、日本の海外植民地政策の問題でもあり、先住民族の問題であり、辺境に位置する国民の問題でもあった。植民地における同化政策は、教育政策・言語政策・宗教政策などの内容を含んでいる。北海道や沖縄を考える場合にもこうした分類は活用できる。矢内原は急速で積極的な同化政策の害悪について述べたが、新渡戸稲造はそれとは異質な同化について語っている。「同化には八百年の長期間を要すると考へねばならぬ。… 且つ異人種のみをして同化せしめようとしてはならない。植民国民そのものが原住民に適應することを要する。蓋し如何なる人種といへども、何か吾人の学ぶべき特殊の長所を有するが故である。実行法としては、彼らの風俗習慣歴史を研究し、採るべきだけを探り、与ふべきだけを与ふべきである。根本的には對外思想の変化、異人種に対する思想の変化が必要である⁽³²⁾」。このような理念もまた、日本の同化政策を検証するさいの一つの基準となり得る。

沖縄における同化の問題には二つの側面があった。一つは中央からの同

化の強制であり、一つは沖縄民間からの積極的な同化の運動である。「旧慣温存」期をふくめて、初期の沖縄統治は教育以外にほとんど見るべきものはなかった。「旧慣温存」期の評価の問題や、山県の観察については前にふれた。国際関係の中でも、統治の確立という点でも、沖縄はかなり際どい位置にあった。教育に力点が置かれたのは、教育こそが沖縄人の「頑迷の思想」を破り、日本帝国に結びつけ、内地の文明に同化させる唯一の途だと判断されたからである。新教育のために教員の養成は不可欠であった。それは会話伝習所にはじまって、師範学校が設けられ、一方中学校も開設された。新教育の中で普通語（標準語）の教育が大きな比重を占めたのは、植民地における本国語教育と軌を一にする。日清戦争前後まで、新教育の普及は遅かったが、明治30年前後からの約10年間に就学率は急増する。明治26年まで20%に達しなかったものが、30年36.8%、40年は92.8%である。太田朝敷はこれを教育の覚醒期とし、軌道に乗るのはそれ以後だという⁽³³⁾。同時期の北海道の就学率は48.7%から96.7%に上昇し、アイヌ児童に関しては明治34年44.6%、43年92.2%という数字がある⁽³⁴⁾。辺境への初等教育浸透期と見られるが、ただし、明治30年の全国就学率66.7%が43年には98.1%となるように、全国規模でも教育の普及ないし国家統制の完成期に当たっていることも念頭に置かなければならない。

沖縄にたいする普通語の強制は、戦時下の昭和15年に県当局が行った方言撲滅・標準語励行運動までつらなるものである。この運動は柳宗悦ら民芸協会からの批判を呼んだ。昭和15年のこの時期になっても当局は、沖縄では日清戦争で清国に付こうとした勢力があったことを強調し、徴兵検査で方言のために笑われるものがあることを反証とした。言語にかぎらず、固有の風俗、習慣、文化は蔑視され敵視された。沖縄の伝統文化にたいする蔑視は中央権力に止まらず、内地府県人一般の風潮でもあった。民芸協会のような見識はむしろ少数派である。

教育の力点は忠君愛国思想の涵養に置かれた。教育だけは他府県に劣らないと自負したその内容は、著しく国民的精神の鼓吹に偏っていたとされる。沖縄はまた高等教育は必要がないと宣告された地域である。大田昌秀

氏は、日本の高等教育は文明開化・西欧化のための国家主義的な教育であり、沖縄はそのような官制学問を欠いたために、初等・中等教育の中で徹底した形式的皇民化教育が行われたのだという⁽³⁵⁾。しかし、明治後期の国家精神の鼓吹は、必ずしも沖縄に限った現象ではなく、ある程度全国的な風潮であった。それがとりわけ沖縄に強く吹き荒れたのは、沖縄の忠君愛国精神が疑いの目で見られたのと、沖縄知識人が躍起になって国家心の高さを証明しようとしていたことによると思われる。日露戦争において、沖縄出身の軍人が忠勇殉国の功績をあげたことは、よく引照される事実であった。明治44年に河上肇が沖縄を訪れて、沖縄に忠君愛国の思想が乏しいと評されるのを歎くには及ばない、それは興味ある現象であり、自分はそこに期待をもつと語ったとき、猛烈でヒステリックな反発が起こったのは、あまりにもシンボリックな現象であった。

一方、沖縄人の自主的な同化運動は『琉球新報』とその中心であった太田朝敷に代表される。『琉球新報』は明治26年9月に沖縄最初の新聞として誕生し、昭和の新聞統合まで継続した。中心は旧支配階級の「青年派」で、留学生として上京の機会を得たものをふくめ、いずれも東京帰りの新知識人であった。かれらは旧支配層に属したが、開化の主義をとり、沖縄の国民的同化をはかることを目的に掲げた。その真意は置県いらい外来者の手に移った支配権力を奪い返す点にあったとされる。創刊10周年にあたる明治36年の「琉球新報は何事を為したる乎」は次のように述べている。新聞の終始一貫した趣旨は、どうしたら沖縄県が他府県と肩を並べるようになるかという一点で、他府県に追いつこうとすること以外に他を顧みる余裕はなかった。この目的を達する第一の手段は同化であり、「同化とは何ぞや、有形無形を問わず将善悪良否を論ぜず、一から十まで内地各府県に化する事なり、
・極端に云へば噓(くさめ)することまでも他府県人の通りにすると云ふにあり⁽³⁶⁾」という。くしゃみまでというのは思い切った表現で、それだけによく引用される部分であるが、太田はこれにつづけて、希望したい日本国民としてのコモンセンスとして、挨拶、送迎、言語、女子の言語文章、礼儀作法、戯談、遊芸燕楽、公共心、自由平等を挙げてい

る。挙げられた項目を見ても、また自由平等が最後に置かれ、「自由平等と云ふ思想は置県後の新輸入にして、其理論の如きは実に幼稚なり」と片付けられているところから見ても、太田のめざした同化がかなり外面的なものだったことがわかる。因みに太田は、土地整理完了以前に参政権を要求するのは不合理を生ずるとし、謝花らの運動には冷やかであった。太田らの主張する同化の外面性は、きわめて外面的な印象で沖縄が蔑視され差別されていたことの反映だったかも知れない。

一方で、『琉球新報』は皇民化教育や伝統無視の教育にたいしては批判的であった。かなりの実績を示したといわれる教育も、実は国民的精神の統一をはかる以外の何者でもなかったことを非難し、沖縄の「美わしき歴史」をことごとく埋没させ、児童の脳裏から消し去ろうとしていると攻撃した。「他府県から来て沖縄県庁を埋めた役人たちは、沖縄人の風習、伝統、文物にたいして敵意を抱いていたか、無関心であるかであった⁽³⁷⁾」。沖縄の伝統無視や固有の歴史の抹殺は、外来者の支配とセットになっていたのであった。

このような状況だったから、郷土の歴史、伝統、文物の発掘と研究の意義は、沖縄では他府県とは異なった重みがあった。中央の文化人、研究者がその価値を認めようと認めまいと、それは沖縄の伝統文化と歴史認識を維持し、沖縄人のアイデンティティを確保するための営みだったと思われる。伊波普猷らの努力が県立図書館に結集していったのも理解できるなりゆきである。県立図書館は今でも沖縄史、沖縄文化研究の重要な拠点である。

宗教政策は国家精神の喚起と結びついた国家神道が軸である。置県の初期についてカーは「それ以後宗教問題はほとんど関心がもたれなかったし、重要性もなかった⁽³⁸⁾」と述べている。沖縄のような独自の宗教意識や宗教組織を持つところに、国家神道がどのように浸透したかは興味ある課題であるが、私にはそれに立入る準備がない。日本の外地植民地にたいする宗教政策はどうだったのだろうか。矢内原はその『植民及植民政策』でもふれているが、とくに『帝国主義下の台湾』では「我領台の結果、政治、資

本、及び教育上本島人在来勢力及び外国勢力の圧倒的駆逐が行はれしに拘らず、ひとり宗教に関しては我國民の活動は甚だしく不振にして、本島人在来の寺廟信仰及び外国基督教宣教師の伝道に対して殆んど一指をも加ふる能はず⁽³⁹⁾」と述べ、日本人宣教師の原住民への伝道を総督府が許可しないことを憤っている。「教化の欠如は台湾統治を以て単純明瞭なる帝国主義的支配たらしめる⁽⁴⁰⁾」。自由な伝道は内面的な融和をもたらすが、宗教政策は往々「人民の阿片」であり、最大の害毒となる。外国人の宣教・教育活動が為政者に警戒心を呼びおこし、同化教育を促したという例は、北海道にも沖縄にも見られるところである。

同化の問題はほとんど文化の問題であるために、国内の先住民族であろうと外地の植民地であろうと、また沖縄のような異質性をもつ地域文化であろうと共通の側面をもつ。沖縄で学んだことは北海道の問題を考えるために生かさなければならぬ。アイヌ政策の評価に関してはのちにふれよう。

5. 北海道と沖縄の差違

北海道と沖縄には、前にもふれたようにいくつかの共通点がある。ともに日本の周縁部に位置し、日本の国家体制の確立期にそれぞれ特殊な位置づけを与えられた。制度的格差の項で扱ったように、憲法・行政体制の上で例外的な扱いを受け、行刑システムの上でも特別な評価、つまり流刑適地と見なされていた。これは北海道で実現し、短い期間ではあったが開拓や資源開発に活用された。ともに南北の国境の最前線にあり、国際的な緊張の中にあつた。北門・南門の鎖鑰という言葉がそれに当たる。一種の戸じまり論であり、便利に使われた言葉であるが、両地域に軍事的な性格を与える、といったものではなかった。北海道に屯田兵を設けたことの原因の一部には、幕末いろいろの北方警衛観念を継ぐものがあつたろうが、それが25年続いたのは開拓効果への期待と道内治安の要請があつたと思われる。千島・樺太交換でロシアとの紛争の惧れは小さくなつたし、南の国際

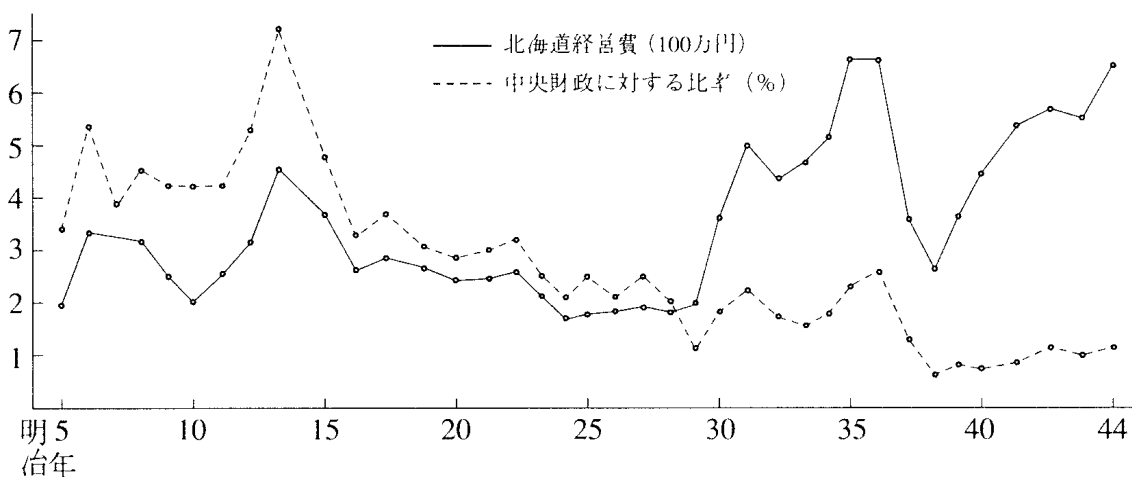
危機は日清戦争によって解消されている。それに戦争は主力軍同志の戦いであって、周縁での戦闘が帰趨を決するわけではない。想定された主戦場は朝鮮半島であった。もちろん、勝敗の如何によって影響をうけるのは周辺部である。日露戦争を前にして主戦論者は、戦いに敗れば台湾と償金を奪われるだろうが北海道までは手をつけないだろうとか、戦わないで屈従すれば壱岐・対馬から九州まで奪われるかも知れないなどと言っていたのである⁽⁴¹⁾。周辺的な危機感は、直接軍事的な性格を与えるよりも、統合と同化を強める方向に作用したと思われる。

南北の辺境がそれぞれ独自の国際環境、国際交流を持ちえたということは、近世以前について多く論議されていることであるが、近代以降についてもそれは検討に値する問題である。北海道は樺太や旧満州など北方の植民地とつながりがあり、沖縄は台湾に接していた。これは植民地経営の拠点やモデルといった観点を可能にするものだが、もう少し広い北方域・南方域の文化接触、技術交流の断面からも検討されていい。生態気候条件からしても両地域はそれぞれ南と北へひろがる可能性をもっているはずだからである。

差別や蔑視と表裏をなす統合・同化の問題でも、両地域には共通性がある。北海道ではそれは主としてアイヌ民族の問題として論ぜられるべきものであるが、移住植民地としての北海道についてもある程度あてはまる。第一に遠隔の地である。北海道との距離よりも沖縄はさらに遠い。距離は無知をもたらす。皮相な判断や評価が横行する。もっと本質的なことは文化的な距離であり、中央文化からもっとも遠く、沖縄は異文化の地として、北海道は文化未熟な新開地として疎外されてきた。沖縄は固有の文化伝統があまりに豊かであり、北海道は混合文化の地であるために固有の伝統を語る事が困難である。戦時・戦後の沖縄は別格であるが、両地域の問題はほとんど主流的な日本歴史には登場しない。異質なもの、またはそれほど重要ではないものという認識があり、両地域の側からも異質感はあった。他府県を沖縄はヤマトといい、戦後は本土といい、北海道では内地と呼んできた。明治のころから政府が北海道は外地ではないと説明してきたにも

かかわらずである。こうした両地域の自意識は、これまでしばしば等置されてきたが、その内容はかなり違うであろう。

このような共通点があるにもかかわらず、両地域の差違も大きい。北海道へは財政投資を、沖縄からは収奪を、という対比が行われたことははじめにふれたとおりである。置県後約20年の沖縄について、収奪の対象とみなすことには無理があるらしいことも前にふれたが、北海道が巨額の財政投資によって開拓の基礎を置いたことはたしかである。巨額の投資の成果を政商・官僚が独占しようとしている、というのが官有物払下事件が沸騰した原因であった。開拓使設置以後の北海道経営費と中央財政との比率の推移を示すと図のとおりである。開拓使設置以後、明治末年までの約40年間にわたって推移しているが、初期の10年間、つまり開拓使10年計画の時期は実額も大きいとくに中央財政の中での比率が高い。道路や首府の建設だけでなく、外国人顧問・教師の招聘や、工場・炭坑への投資などがこれにふくまれる。殖産興業政策の一環である。中期の15年間は実額・比率ともに低下する。三県から道庁時代の初期にあたり、開発に積極性を欠き、また間接保護・資本誘導の方針に転換する時期でもある。後期の15年間は中央財政での比率は減少するが、経営費の実額は上昇する。軍事費中心への財政構造の変化と、急激な財政の巨大化の中で北海道拓殖に配分される経費の実額は増大したことを示し、またこの間、北海道の国税・地方税負担



永井秀夫「北海道開拓政策の転換」(『北大文学部紀要』7号, 1959)より。

能力が増大していることを示す。明治末の拓殖計画策定の中には、北海道からの国庫収入が国庫支出を上廻ったことを背景として、特別会計制度の要求が現れていた。同様の問題が、つまり国庫収入超過の問題が同じころ沖縄でも論じられていたようであるが、全体として見れば北海道が財政投資の大きさという点で、沖縄とは対照的であったことが明らかである。それを沖縄から見て太田朝敷は次のように述べている。「北海道と沖縄県とが、長い間一般地方制度の圏外に置かれたことは、今尚ほ記憶に新たなる所であらう。然らば政府はこの南北の両地方に対して、同一の方針で臨んだかといふに、それは根本から違ふのである。北海道に対しては、土地の開拓を以て根本方針となし、開拓使時代から終始一貫この方針を遂行し来り、今日では完全にその目的を達成して、帝国屈指の富源としたのである。然るに我が沖縄県は……県の方針が『事勿れ主義』で、勤めて当面を糊塗するに止まり、県政の革新、社会の改善、県民の啓発などは余り重視されなかったのである」⁽⁴²⁾。要するに、国策上の位置づけが違ったのである。北海道に対しては、未開の処女地と資源を活用すれば、十数年の後に全道の富は内地と並ぶだろうとか、第二の小日本を生ずるであろうとかいう、過大な期待が抱かれていた。それは軍事的な重要性というよりも、明らかに処女地と資源に対する期待であった。北海道の富国政策の上での、また資本主義形成の上での客観的意義については、これまで種々論じられてきた。はじめにふれた辺境論がその代表である。沖縄について、こうした意味での辺境論適用の例を知らないし、私もまだそのような比較を試みる力がない。ここでは、移住関係の上での対比にふれておきたい。

北海道が、人口から言えば明治13年（1880）の16万3千から、大正9年（1920）の236万まで、40年間に220万の増加を見た移住植民地であったことは疑う余地がなく、236万という人口は、東京府には及ばないが、大阪府や兵庫県なみの数字である。大正9年の数字が大切なのは最初の国勢調査の年であり、正確だというだけでなく、地域・府県別の出生者と現住者の相関がわかるからである。移住植民地とは言え、この年の北海道人口236万のうち、他府県出生者は110万、47%であり、道産子がすでに半ば以

上を占める。激しい人口移動はこの時期に終っており、その意味でも北海道の基本的人口構造が確立した時期と言ってよく、逆に言うと、その他の諸条件と併せて脱辺境化が語られる時期でもあった。北海道は敗戦後に再び100万程度の人口を吸収することになり、それにはそれなりの理由や意味があったのだが、少なくとも大正9年ころまでの人口吸収が、府県の社会変動や資本主義形成にかなり大きな意味をもったことは明らかである。

同じ国勢調査によって沖縄の変化を見よう。大正9年の人口57万1千、明治13年の人口とされる35万に対して6割以上の増加である。このうち他府県にある沖縄県出生者は1.7%、県内にある他府県出生者は1.6%、実数はいずれも1万人以下で、他の府県とくらべて人口移動は格段に少ない。しかし、これとは対照的に海外移民はさかんであり、明治32年から40年までにハワイを筆頭に1万人以上が渡航したという。昭和5年の調査では、渡航免状受領者だけであるが、海外で活動しているものが5万4千人になる⁽⁴³⁾。ハワイ、北米、フィリッピン、南米が主な渡航先である。沖縄県民が内地に向かわず、これほど多くの人々が海外に向かったのは何故か。私にはその理由がわからないが、内地移民吸収地としての北海道と、海外移民送出地としての沖縄と、対極的な様相を示していることはたしかである。どちらの様相もきわだったものである。何故これだけの人口が北海道に吸引されたのか⁽⁴⁴⁾、府県が北海道に限らず多量の人口を県外に流出させたのは何故か、内地にたいしては閉鎖的な沖縄が何故海外に人を送っているのか、それもかなりの比率である。これは日本全体の問題でもあるが、北海道と沖縄にとっては地域の性格にかかわる問題である。

差別と同化の問題が、北海道・沖縄から外地植民地にまでつらなる問題であることは前に述べたが、このことの故に沖縄と北海道を等置することは誤解を招きやすい。アイヌ民族は明らかに先住民族であって、それにふさわしい立場と取扱いを要求している。民族の尊厳や先住民の権利に配慮した新しい法律の要求である。沖縄人の位置はかなり違う。一方、和人の出である私たち北海道人は、先住民を圧迫し同化を迫ってきた側にあるのであって、同化政策に苦しんだ側ではない。また、国内における同化と植

民地にたいする同化とでは、かなり異なったものがあるだろう。国家体制の内部にあって、例えば同じく徴兵令の適用を受けるものと、植民地住民として支配されるものとは同化の質も相当変わってくると見なければならぬ。

だからといって、同化の問題が普遍的な意味をもつことは否定できない。国家の質にかかわる問題としては一貫したものがあり、異文化接触の問題としても広い意味をもつからである。北海道のアイヌ政策についても、私は専門家ではないけれども、関心を持っており、沖縄を視野に入れることで学んだ点も少なかった。同化政策は悪であると一般に考えられているが、それは何故悪であり、どういう点で悪なのか。「同化」一般をどのように評価するか。同化を迫られる側にも、積極的な同化志向が生まれる場合があるが、これをどう評価したらいいか。同化のレベルや質にもさまざまなものがあるのではないか、等々、考えさせられた点があり、多くの宿題を担わされたというのが現状である。

内地といい、ヤマトという場合、そのニュアンスはかなり異なる。秋山氏が慎重に、文化をふくむ異質性に根ざす沖縄の表現と、望郷意識をふくむ北海道での表現とを区別しているように⁽⁴⁵⁾、ただちに同一視できるものではない。ただ一定の距離感とそれぞれの地域の一体感、強いて言うなら自立の意識をふくむだろうことでは共通している。

このように考えてくると、辺境とか、内国植民地とかいう表現を、簡単に両地域にあてはめることが不安になってくる。地理的な位置や自然環境の問題、中央文化との距離の問題、それぞれの持つ国際環境の問題、一体感や自立意識の問題、こうした諸問題をふくめて両地域を辺境と呼ぶことは許されるであろう。しかし、開拓前線や資本主義形成の辺境という意味では沖縄はあてはまらない。一方内国植民地と呼ぶことにも問題がある。沖縄はたしかに、植民地的な取扱いをうけてきた。戦争の悲劇に至る以前の時期においても、差別または蔑視、制度上の格差、伝統文化の無視または迫害、外来者による政治的・経済的支配、高等教育からの疎外、これらの諸条件は、日本のどの府県とも異なって、沖縄が植民地的であったこと

をものがたっている。しかし、それでもなお、沖縄はやはり県であって、植民地ではなく、北海道のような内地植民地でもない、という安良城氏の指摘は正論なのである⁽⁴⁶⁾。植民地的ではあるが植民地ではない、ということになる。県政の初期は別として、内国植民地という括り方をすることは沖縄にとっては多少迷惑かも知れない。一方、北海道には内国植民地という言葉があてはまる。ただ、それは移住植民地であったという面と、植民者が先住民を圧迫し、国の政策もその社会的生活の基礎を破壊してきたという面と、二重の意味においてである。未開の処女地が失われ、移住者の波もおさまり、制度的格差が解消する1920年代以降も、内国植民地的な性格は、北海道を特色づけたと考えられる。

本稿の出発点の一つは日本の文明や文化をとらえる一つのヒントを見つけないという願望だったが、ここまでの検討はそのヒントを発見するための下準備に止まっている。日本の近代化の過程全体の中でもそうであるが、辺境の包摂の仕方の中には未開と文明という観念が強く現れるはずである。欧米諸国の植民政策の中にも文明への同化という理念が強く働いている。近代日本がとりこんだ文明とは何だったのか、辺境とのかかわりの中にもその一端が示されるだろうという予感があった。ここまでの作業は、そのかかわりの枠組みをなしている政治的・社会的な関係を整理してきたということになるのだろう。もう一つの疑問は、辺境の文化が中央の文化に対置されるものを持つことができたのか、またはできるのだろうか、という点である。辺境に対する政治的文化的統合の問題は、内地や本土の内部における中央と地方との問題と、多くの点で重なり合うこともまた予想される。こうした問題に正面から取り組むことは私たちの今後の課題である。

註

- (1) 斎藤仁『北海道農業金融論』東洋経済新報社、1962。伊藤俊夫編『北海道における資本と農業』農業総合研究所、1958、序章および第1編(湯沢誠)。北海道立

総合経済研究所編『北海道農業発達史』上巻, 1963, 「問題と方法」および第一編第1章(保志恂)など。

- (2) 永井秀夫「北海道と『辺境』論」(『北大史学』11号, 1966)
- (3) 田中修「いわゆる辺境概念をめぐる諸問題」(北海学園大学『開発論集』5号, 1967)
- (4) 田中修『日本資本主義と北海道』北海道大学図書刊行会, 1986
- (5) 湯沢誠編『北海道農業論』日本経済評論社, 1984, はしがき
- (6) 比較的最近になって, 辺境・内国植民地論の研究史の整理と問題提起を試みた下の論説がある。詳細で膨大なもので, 近年の内国植民地論にもふれるところが多く, これまで引照されなかったシベリア植民についての叙述もふくまれているので, 論争の経緯に興味のある読者の参考となるだろう。小松善雄「現段階の辺境・内国植民地論についての考察」上・中・下(東京農業大学産業経営学会『オホーツク産業経営論集』1巻1号1990年3月, 2巻1号1991年3月, 3巻1号1992年3月)
- (7) 田端宏・桑原真人・船津功「北海道史を考える」(松前町史編集室『松前藩と松前』10号, 1977)
- (8) 田中彰『明治維新』(『日本の歴史』24巻, 小学館, 1976) 379頁。同『近代天皇制への道程』吉川弘文館, 1979, 143-4頁
- (9) 桑原真人『近代北海道史研究序説』北海道大学図書刊行会, 1982, 序章
- (10) 松永昌三「民権思想とナショナリズム」(荒川幾男・生松敬三編『近代日本思想史』有斐閣, 1973, 第2章)
- (11) 比屋根照夫『自由民権思想と沖縄』研文出版, 1982
- (12) 宮良高弘編『日本文化を考える——北と南からの視点』第一書房, 1993
- (13) 秋山勝「植民地的体験と沖縄近代」(『沖縄大学地域研究所年報』第6号, 1995) 115頁
- (14) 『植民地帝国日本』(岩波講座『近代日本と植民地』1, 1992) まえがき
- (15) 桑原真人「近代日本と内国植民地」(宮良編, 前掲書) 125頁
- (16) 松田道之「沖縄県下士族一般ニ告諭ス」(『琉球処分』第3冊, 『明治文化資料叢書』第4巻, 風間書房, 1962) 269頁
- (17) 永井秀夫編『北海道民権史料集』北海道大学図書刊行会, 1986, 670頁
- (18) 同上, 306頁
- (19) 高橋琢也『起テ沖縄男子』上, 21頁(大田昌秀『沖縄の民衆意識』新泉社, 1976, 151頁)
- (20) 大田昌秀教授退官記念論文集『沖縄を考える』同事業会, 1990, 510頁

- (21) 永井秀夫「北からの明治維新」(地方史研究協議会編『北方史の新視座』雄山閣出版,1994)20頁
- (22) 安良城盛昭『新・沖縄史論』沖縄タイムス社,1980年,212頁以下
- (23) 我部政男「日本の近代化と沖縄」(岩波講座『近代日本と植民地』1,植民地帝国日本,1992)101頁以下を参照。
- (24) 大江健三郎『沖縄ノート』岩波新書,1970,82頁。比屋根照夫,前掲書,8頁
- (25) 明治十九年五月「山県内務大臣沖縄諸島及五島対馬等巡回復命書」(『沖縄県史料』近代3,沖縄県教育委員会,457頁以下)
- (26) 永井秀夫編『北海道民権史料集』前掲,344頁
- (27) 『新北海道史』通説三,1973,60頁以下
- (28) 大田昌秀『沖縄の民衆意識』前掲,296頁以下
- (29) 秋山勝「植民地的体験と沖縄近代」前掲,151頁以下
- (30) 矢内原忠雄「植民及植民政策」(『矢内原忠雄全集』第1巻,岩波書店,1963)313頁
- (31) 同上,310頁
- (32) 矢内原忠雄編『新渡戸博士植民政策講義及論文集』岩波書店,1943,169頁以下。これは大正5・6年の東京帝国大学における講義を矢内原らのノートから復元したものである。
- (33) 太田朝敷「沖縄県政五十年」(『太田朝敷選集』上巻,第一書房,1993)63頁以下
- (34) 北海道庁『北海道旧土人保護沿革史』1934,274頁
- (35) 大田昌秀『沖縄の民衆意識』前掲,347頁
- (36) 「琉球新報は何事を為したる乎」明治36年12月21・25日『琉球新報』所載(『太田朝敷選集』上巻,前掲,276頁以下)
- (37) G H カー『琉球の歴史』(琉球列島米国民政府,1955)368頁
- (38) 同上,331頁
- (39) 矢内原忠雄「帝国主義下の台湾」(『矢内原忠雄全集』第2巻,岩波書店,1963)354頁
- (40) 矢内原忠雄「植民及植民政策」前掲,327頁
- (41) 宮地正人『国際政治下の近代日本』(日本通史3,山川出版社,1987)281頁
- (42) 太田朝敷「沖縄県政五十年」前掲,149頁以下
- (43) 同上,170頁以下
- (44) 永井秀夫「北から見た日本の近代化」(『日本民俗学』194号,1993)を参照
- (45) 秋山勝,「植民地的体験と沖縄近代」,前掲,116頁
- (46) 安良城盛昭『新・沖縄史論』前掲,209頁